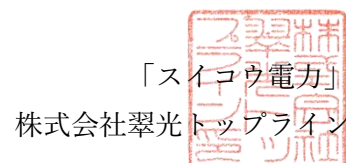


令和3年3月15日

スイコウ電力ご契約者様



「新型コロナウイルス感染症の影響で電気料金の支払いにお困りのお客様への支払い日の延長」について

平素よりお世話になっております。スイコウ電力です。表題につきまして弊社は新型コロナウイルス感染症の影響で電気料金の支払いにお困りのお客様からお申し出がありましたら、支払いの期日を延長する特別措置を「4月度電気料金」につきましてもご対応いたします。

特別措置の内容：

2020年12月分～2021年3月分はさらなる支払い期日の延長、また2021年4月分を1か月間延長いたします。

2020年12月分	電気料金延長期間	5ヵ月
2021年1月分	電気料金延長期間	4ヵ月
2021年2月分	電気料金延長期間	3ヵ月
2021年3月分	電気料金延長期間	2ヵ月
2021年4月分	電気料金延長期間	1ヵ月

参考：弊社ホームページ 最新情報 2月24日掲載

[2021/2/24](http://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210224004/20210224004.html) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、電気・ガス料金の支払いが困難な皆様へ 経済産業省（スイコウ電力）

<http://https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210224004/20210224004.html>

●特別措置申込、お問合せ

株式会社翠光トップライン（スイコウ電力） 担当：梶村（すぎむら）

TEL 03-5688-3177

メール [sugi@suikohtl.com](mailto:sugi@suikohtl.com)